平成30年4月版医科診療行為マスター登録内容の一部変更(H31.1.11現在)

区分番号	診療行為コード	省略漢字名称	変更 区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
A301-04	193009210	小児特定集中治療室管理料(7日以内)	5	上限年齢	ВК	BF	【平成30年4月診療分から適用】 上限年齢設定変更のため
A301-04	193009310	小児特定集中治療室管理料(8日以上14日以内)	5	上限年齢	ВК	BF	II
A301-04	193011310	小児特定集中治療室管理料(15日以上30日以内)	5	上限年齢	ВК	BF	II
A301-04	193011410	小児特定集中治療室管理料(31日以上35日以内)	5	上限年齢	ВК	BF	II
A301-04	193509510	小児特定集中治療室管理料(7日以内)	5	上限年齢	ВК	BF	II
A301-04	193509610	小児特定集中治療室管理料(8日以上14日以内)	5	上限年齢	ВК	BF	II.
A301-04	193514010	小児特定集中治療室管理料(15日以上30日以内)	5	上限年齢	ВК	BF	II
A301-04	193514110	小児特定集中治療室管理料(31日以上35日以内)	5	上限年齢	ВК	BF	II
A301-04	193309210	小児特定集中治療室管理料(7日以内)	5	上限年齢	ВК	BF	II
A301-04	193309310	小児特定集中治療室管理料(8日以上14日以内)	5	上限年齢	ВК	BF	II
A301-04	193313110	小児特定集中治療室管理料(15日以上30日以内)	5	上限年齢	ВК	BF	II
A301-04	193313210	小児特定集中治療室管理料(31日以上35日以內)	5	上限年齢	ВК	BF	II
D006-03	160215850	膀胱がん関連遺伝子検査	3	新設			【平成31年1月診療分から適用】 保医発1228第1号「検査料の点数の取 扱いについて」に基づき新設
D014-00	160215950	遊離メタネフリン・遊離ノルメタネフリン分画	3		新 設		II